

裁 決 書

審査請求人 ●●●●

審査請求人が、令和4年9月2日付けで青梅市長（以下「実施機関」という。）に対して提起した保有個人情報削除請求不承認決定処分にかかる審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、令和5年2月16日付け青梅市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の答申（以下「答申書」という。）を受けて、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

- 1 審査請求人は、令和4年5月19日、実施機関に対し、青梅市個人情報保護条例（平成9年条例第30号）第19条第1項の規定にもとづき保有個人情報削除請求（以下「本件削除請求」という。）をした。
- 2 実施機関は、令和4年6月16日、本件削除請求を不承認とする決定（以下「本件処分」という。）をし、保有個人情報削除請求諾否決定通知書（青総文第●号）により、審査請求人に通知し、同年6月17日、審査請求人は本件処分があったことを知った。
- 3 審査請求人は、令和4年9月2日、実施機関に対し、本件審査請求をした。
- 4 実施機関は、令和4年9月27日、本件審査請求について、青総文第●号により、審査会に弁明書の写しを添えて諮問をした。
- 5 前記4の諮問を受けた審査会は、令和4年10月4日、当該諮問に添付された弁明書の写しについて、青梅市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成9年条例第32号）第9条第1項の規定にもとづき、審査請求人に送付の上、同条例第6条第4項の規定にもとづき、実施機関から

の弁明書に対する反論書（以下「反論書」という。）の提出を求めた。

6 前記 5 の求めを受けた審査請求人は、令和 4 年 1 0 月 2 1 日、審査会に反論書を提出した。

7 審査会は、令和 4 年 1 1 月 1 6 日、本件審査請求にかかる会議を開催し、実施機関の口頭説明、審査請求人の口頭意見陳述および委員による協議が行われた。

審査請求人等の主張の要旨

本件審査請求に関する審査請求人および実施機関の主張の要旨は、別添答申書における「4 審査請求人の主張の要旨」および「5 審査請求に対する実施機関の説明要旨」のとおりである。

裁 決 の 理 由

本件審査請求に関する実施機関の判断は、別添答申書における「1 審査会の結論」および「6 審査会の判断」と同様である。

よって、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 4 5 条第 2 項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和 5 年 3 月 7 日

青梅市長 浜 中 啓 一

（教示）

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、青梅市を被告として（訴訟において青梅市を代表する者は青梅市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の

翌日から起算して6月以内に、青梅市を被告として（訴訟において青梅市を代表する者は青梅市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。